

議案第 96 号

三田市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

三田市防災会議条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 24 年 12 月 3 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市防災会議条例の一部を改正する条例

三田市防災会議条例（昭和38年三田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第3号中「前2号」を「前3号」に、「法律」を「、法律」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「市の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集」を「市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第3条第6項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条に次の2号を加える。

(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

第3条第8項中「第6項第7号」の次に「から第9号まで」を加える。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。